

# 被災建築物応急危険度判定の概要

## 1 被災建築物応急危険度判定とは

被災建築物応急危険度は、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や建築物の外壁等の落下、転倒の危険性をできる限り速やかに判定して、その判定結果に基づいて恒久的復旧までの間、被災した建築物の使用等に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次災害を防止することを目的とします。

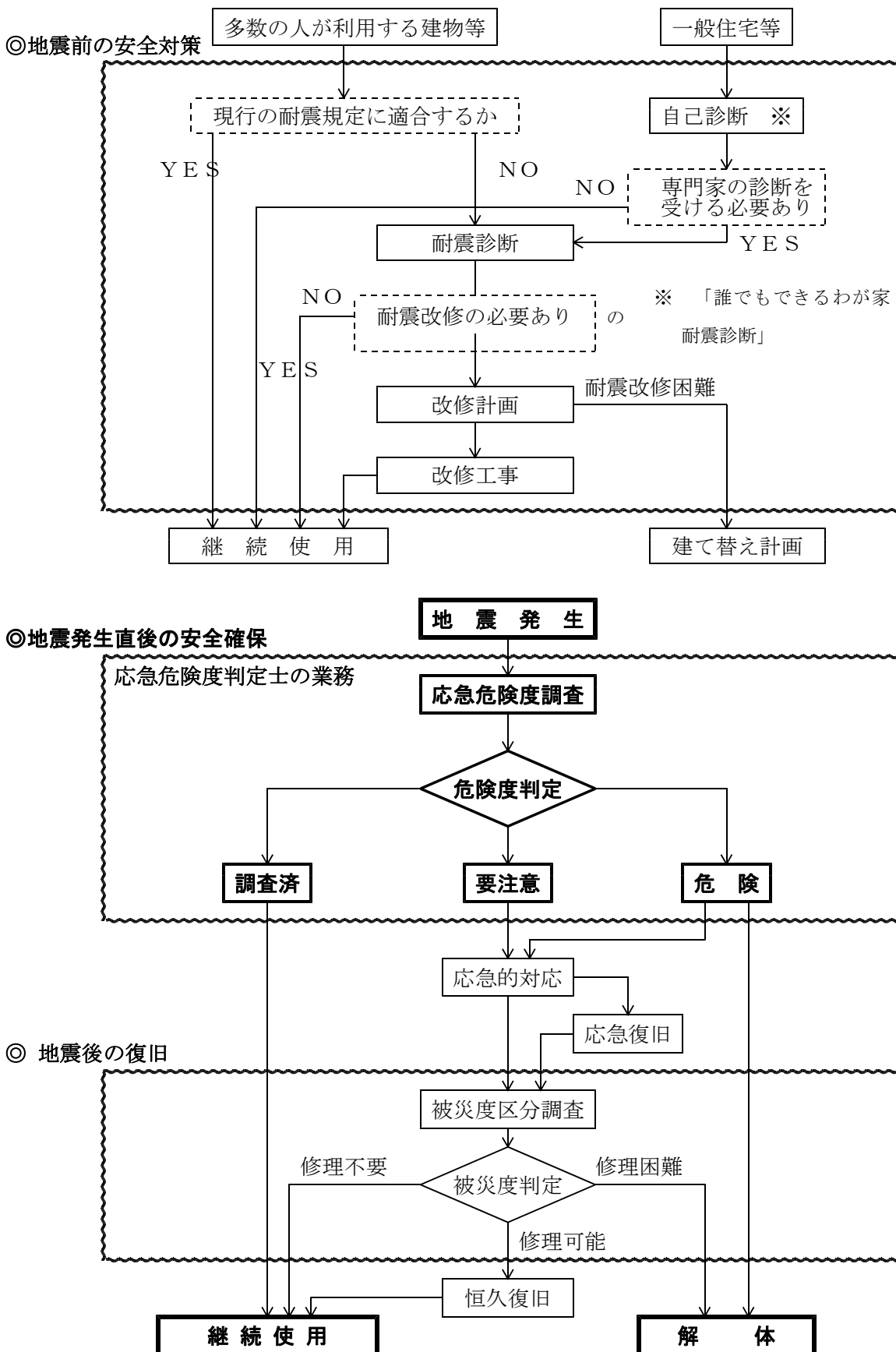
応急危険度判定は、地震（本震）後の余震が発生する危険性の高い期間中に、多数の被災した建築物の判定を速やかに実施する必要がありますので、応急危険度判定の実施には、民間の応急危険度判定士の方々のボランティアによる活動が期待されているところです。

民間の応急危険度判定士の方々には、阪神・淡路大震災をはじめ、2003年7月の宮城県北部連続地震や2004年10月の新潟県中越地震、2008年6月の岩手・宮城内陸地震においてもボランティアとして応急危険度判定の実施に御協力いただくとともに、被災者の不安解消にも貢献していただいています。



## 2 建築物の地震対策

地震前の安全対策、地震発生直後の安全確保、地震後の復旧についてまとめると下図のようになります。



### 3 被災建築物応急危険度判定士とは

被災建築物応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行いますが、大規模地震の場合には、応急危険度判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられます。

宮城県では、応急危険度判定技術の普及や応急危険度判定技術者の育成を図るため、毎年「宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会」を実施しています。この講習会を受講し、応急危険度判定制度について御理解いただき、ボランティアとして応急危険度判定を行う意思のある方に、応急危険度判定士登録申請に基づき宮城県被災建築物応急危険度判定士として登録させていただき、登録させていただいた方には宮城県被災建築物応急危険度判定士登録証を交付しています。

この登録証は、全国統一の様式となっていますので、県内はもちろん県外においても応急危険度判定活動を行っていただく際には常時携帯していただくことになっています。

この応急危険度判定士の登録の有効期間は5年間となっています。登録を更新される際には、再度、宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習を受けていただくことになります。

### 4 応急危険度判定の実施

応急危険度判定は、被災市町村の災害対策本部から指示された区域内の建築物について、2人1組のチームで行います。判定に要する時間は、木造で10～15分、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等で20～30分程度を想定しています。

応急危険度判定を行う際は、応急危険度判定士登録証を名札のように胸に付け、腕章などを着用して応急危険度判定士であることを明らかにします。また、原則として、あらかじめ建築物の所有者等に応急危険度判定の趣旨を説明し、了解を得たうえで実施します。

建築物の所有者等が不在の場合は、外部調査のみを実施し、判定ステッカーにそのことを注記します。

応急危険度判定は、応急危険度判定調査表の判定基準に基づき、建築物等の構造躯体等の被害、落下物等の危険性について調査判定し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階の判定を行います。

応急危険度判定は、できる限り安全かつ迅速に多くの建築物の調査を済ませる必要がありますので、外観からの目視調査により一見して「危険」と判定された場合は、内観調査を省略することができます。外観調査で一見して「危険」と判定されない場合は、内観調査等を行った上で判定を行います。

3段階の判定の内容は、次のとおりです。

**危険**：損傷が著しく倒壊などの危険性が高い場合です。使用及び立ち入りは危険です。

**要注意**：損傷は認められますが、注記事項に留意することにより立ち入りが可能です。

**調査済**：損傷が少ない場合です。ただし、応急的な調査であること、余震などで被害が進み、判定が変更される場合があることを所有者等に十分説明する必要があります

### 5 判定結果の表示

「危険」は赤、「要注意」は黄、「調査済」は緑のそれぞれ色のついた判定ステッカーを建築物の出入口等の見やすい場所に表示します。判定ステッカーを建築物の出入口等や敷地の外からも見やすい位置に貼ることで、その建築物の利用者だけでなく付近を通行する第三者へも、その建築物が安全であるか否かを知らしめることが必要だからです。

建築物の所有者等には、応急危険度判定結果を表示する意義を理解してもらいます。

判定ステッカーには、判定結果に関わらず連絡先等を記入し、「危険」、「要注意」の判定の場合は、コメント欄にその建築物のどういうところが危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるように記入します。



## 6 判定開始時期等

応急危険度判定は、地震発生後できるだけ速やかに行う必要があります。特に避難施設となる学校や救護施設となる病院等については、優先的に判定する必要があります。

応急危険度判定は、できるだけ短期間で完了することが望まれますが、災害対策本部の受入れ体制も考慮し、1～2週間で完了させることを一応の目安としています。

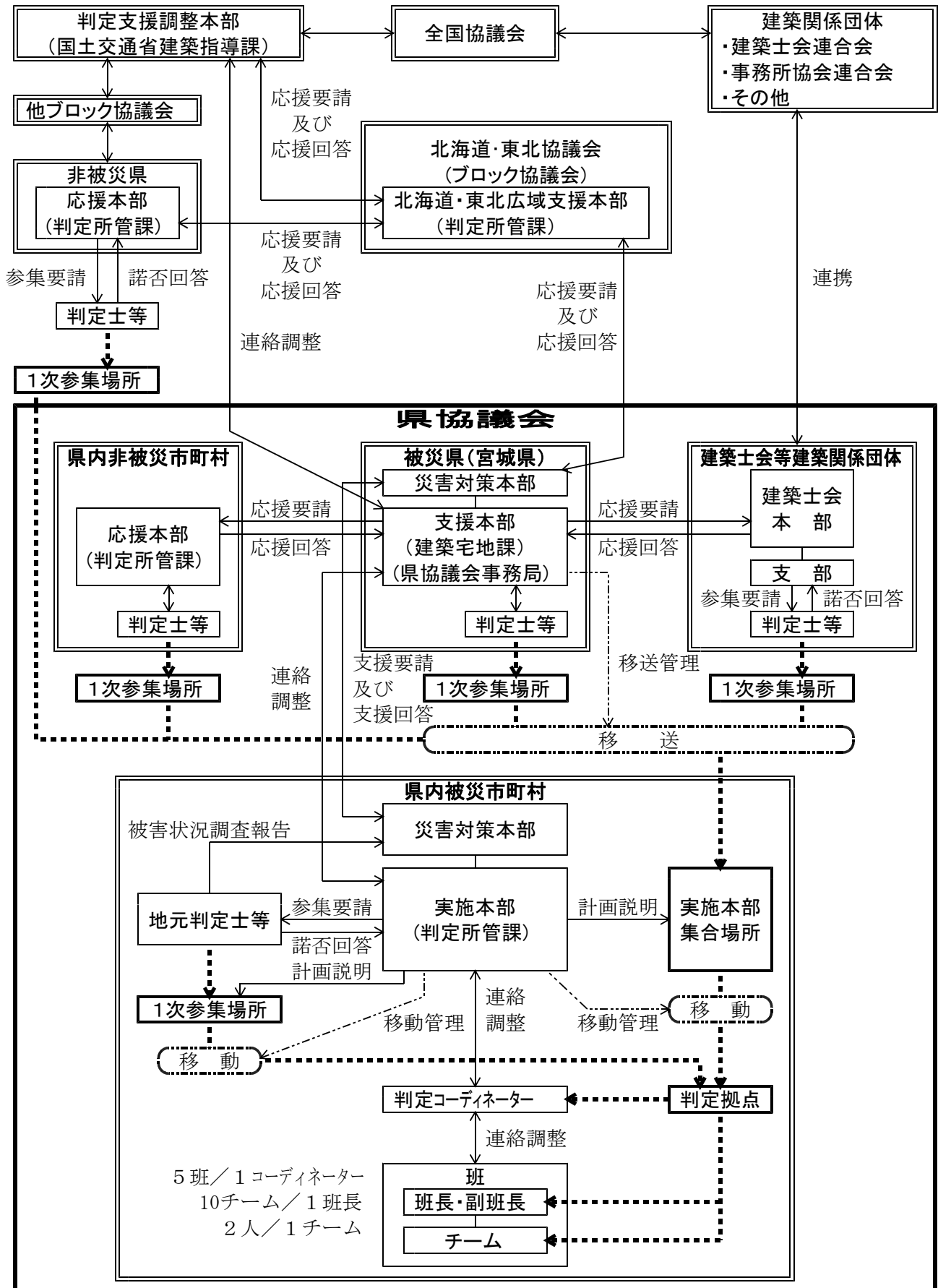
応急危険度判定作業は、主に民間の応急危険度判定士にボランティアとして行っていただきますので、その作業が長期にわたることは困難な場合が多く、また、勤務している会社等が震災直後に行う活動も考慮して、応急危険度判定士1人当たりの作業日数は連続して3日程度と考えています。

## 7 宮城県の応急危険度判定体制

宮城県では、応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、県、県内市町村及び建築関係団体等で構成する宮城県建築物等地震対策推進協議会（県協議会）を設立しています。

また、宮城県では、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図るとともに、会員相互の支援等に関し、会員間の連絡調整を行うこと等により、応急危険度判定の実施に向けた体制整備を図っています。

### 判定実施体制



(注) 判定士等とは、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターをいいます。  
判定実施体制は、被災状況により異なる場合があります。